令和元年第１回さくら市議会定例会提案理由説明書

説 明 書 目 次

番号	項　　　目　　　名	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市税条例の一部改正）	P　1
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市都市計画税条例の一部改正）	P　2
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市国民健康保険税条例の一部改正）	P　2
4	専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号））	P　2
5	さくら市森林環境譲与税基金条例の制定について	P　3
6	さくら市税条例等の一部改正について	P　4
7	さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について	P　4
8	さくら市介護保険条例の一部改正について	P　4
9	さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	P　5
10	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）	P　5
11	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）	P　6
12	さくら市教育委員会委員の任命同意について	P　7
13	平成 30 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P　7
14	平成 30 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	P　8
15	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P　8
16	平成 30 年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	P　8
17	平成 30 年度水道事業会計予算繰越計算書の報告について	P　9
18	人権擁護委員候補者の推薦について	P　9
19	人権擁護委員候補者の推薦について	P　9

番号	項　　　目　　　名	ページ
20	議案説明資料　参照法令等	P 11
21	さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 14
22	さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 27
23	さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 28
24	さくら市森林環境譲与税基金条例案要綱	P 29
25	さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 30
26	さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 44
27	さくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 45
28	さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 46

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、承認4件、条例5件、予算2件及びその他の議案等8件であります。

議案第1号から議案第4号までは、専決処分の承認を求めることについてであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をした事件について、同条第3項の規定により議会にこれを報告し、承認を求めるものであります。

その概要について御説明申し上げます。

専決処分第3号は、さくら市税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、消費税率10%が適用される住宅取得等について、市民税の住宅借入金特別控除に係る控除期間の延長等を行うなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第４号は、さくら市都市計画税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正により、引用条項の項ずれを改めるなど、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第５号は、さくら市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

本案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得を引き上げ、及び後期高齢者医療保険制度における保険料軽減措置に併せて国民健康保険税の軽減措置を見直すため、所要の改正を行ったものであります。

専決処分第２号は、平成30年度さくら市一般会計補正予算（第９号）であります。

今回の補正予算は、年度末に歳入歳出が確定したことにより、２億5,824万５千円を追加し、予算の総額を188億9,501万６千円といたしました。

歳入の主なものは、6款地方消費税交付金で、1億1,379万3千円、10款地方交付税で、2億1,574万円を追加、21款市債で、1億1,460万円を減額し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものは、2款総務費で、基金積立として基金費2億5,191万4千円、10款教育費で、基金積立として博物館費333万2千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第2表繰越明許費の補正は、経営体育成支援事業で、年度内の業務完了が見込めないことによるものであります。

第3表地方債の補正は、道の駅拠点整備事業費ほか8件の限度額を変更したものであります。

議案第5号は、さくら市森林環境譲与税基金条例の制定についてであります。

本案は、令和元年度から森林環境税及び森林環境譲与税が創設されることに伴い、森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第６号は、さくら市税条例等の一部改正についてであります。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、単身児童扶養者を市民税の非課税措置対象へ追加、軽自動車税環境性能割の一部を非課税とする臨時的軽減の規定を新設する等、所要の改正を行うものであります。

議案第７号は、さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律が改正されたことに伴い､本市において災害援護資金の貸付利率等を定めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第８号は、さくら市介護保険条例の一部改正についてであります。

本案は、消費税率引き上げによる介護保険法の一部改正に伴い、低所得者の負担軽減を強化するため、所要の改正を行うも

のであります。

議案第9号は、さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、さくら都市計画地区計画桜ヶ丘地区地区計画の都市計画決定に伴い、建築基準法第68条の2第1項の規定による条例に、当該地区計画の内容として定められた事項を、これらに関する制限として加えるため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号は、令和元年度さくら市一般会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に3,317万6千円を追加し、予算の総額を182億4,660万3千円とするものであります。

歳入では、14款国庫支出金で、感染症予防事業等国庫補助金630万9千円、15款県支出金で、農業用ハウス強靭化緊急対策事業費補助金187万円、いじめ対策・不登校支援等推進事業63

万7千円、18款繰入金で、財政調整基金繰入金1,106万円、20款諸収入で、コミュニティー助成金1,330万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、3款民生費で、介護保険特別会計繰出金27万円、4款衛生費で、定期予防接種事業費1,709万9千円、6款農林水産業費で、農業用ハウス強靭化緊急対策事業費187万円、10款教育費で、適応支援教室運営事業費63万7千円、コミュニティセンター助成活用事業費1,330万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第11号は、令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第1号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に54万円を追加し、予算の総額を31億8,128万3千円とするものであります。

歳入では、3款国庫支出金で、事務費交付金国庫補助金27万円、8款繰入金で、事務費繰入金27万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出では、1款総務費で、介護保険事務費54万円を追加し、

計上いたしました。

第2表債務負担行為は、第8期介護計画策定業務及び日常生活圏域ニーズ調査業務委託の債務の期間、限度額を定めるものであります。

議案第12号は、さくら市教育委員会委員の任命同意についてであります。

本案は、現委員の村上一典（むらかみかずのり）氏が令和元年6月25日をもって任期満了となるため、新たに稲澤幸枝（いなざわゆきえ）氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

報告第1号は、平成30年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、プレミアム付商品券事業ほか9件の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第2号は、平成30年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、工事検査事務ほか2件の事故繰越し繰越計算書を報告するものであります。

報告第3号は、平成30年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、土木施設災害復旧事業の繰越明許費繰越計算書を報告するものであります。

報告第4号は、平成30年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、下水道水処理センター維持管理事業ほか2件の繰越明許費繰越計算書を

報告するものであります。

報告第５号は、平成30年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告についてであります。

地方公営企業法第26条第３項の規定に基づき、平成30年度さくら市野辺山浄水場予備水源取水ポンプ整備工事他１件の繰越計算書を報告するものであります。

諮問第１号及び第２号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第１号は、現委員の渡邉幸雄（わたなべゆきお）氏が令和元年９月30日をもって任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により議会の意見を求めるものであります。

諮問第２号は、現委員の小島智子（こじまともこ）氏が令和元年９月30日をも

って任期満了となるため、引き続き同氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

〔議決事件〕

第 96 条　普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)　条例を設け又は改廃すること。

(2)　予算を定めること。

(3)～(15)　略

2　略

〔長の専決処分〕

第 179 条　普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2　略

3　前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4　略

（繰越明許費）

第 213 条　歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところにより、翌年度に繰り越して使用することができる。

2　前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

（予算の執行及び事故繰越し）

第 220 条　普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない。

2　略

3　繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかったもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

◎　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）（抄）

（任命）

第4条　略

2　委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3　～4　略

5　地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の6第2項第2号及び第5項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

◎　人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）（抄）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条　人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2　略

3　市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8　略

○　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（抄）

（繰越明許費）

第146条　地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようとする歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。

2　普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

3　略

（予算の執行及び事故繰越し）

第150条　普通地方公共団体の長は、次の各号に掲げる事項を予算の執行に関する手続として定めなければならない。

(1)～(3)　略

2　略

3　第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文　（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）　(1/13)

改　正　案	現　行
（寄附金税額控除） 第34条の7　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2)　略 2　前項の特例控除額は、法第314条の7第11項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	（寄附金税額控除） 第34条の7　所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。 (1)・(2)　略 2　前項の特例控除額は、法第314条の7第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。
附　則 第7条の3の2　平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。	附　則 第7条の3の2　平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2　前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。 (1)　前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される

改　正　案	現　行
	時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。） (2)　前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であって、前年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合
2　前項の規定の適用が ある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。	3　第1項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。
（寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4　第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。	（寄附金税額控除における特例控除額の特例） 第7条の4　第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号 若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項、附則第19条の2第1項又は附則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

改　正　案	現　行
（個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）	（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）
第9条　法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。	第9条　法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。
2　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。	2　前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
3　申告特例の求めを受けた都道府県知事等は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定める	3　申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定める

改　　　正　　　案	現　　　　　　行
ところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。	ところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
4　略	4　略
第9条の2　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金　　を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）には　　　、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	第9条の2　当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。
（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）	（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）
第10条の2　略	第10条の2　略
2～4　略	2～4　略
5　法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。	5　法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
6　法附則第15条第29項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	6　法附則第15条第28項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
7　法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	7　法附則第15条第29項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
8　法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	8　法附則第15条第29項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
9　法附則第15条第30項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	9　法附則第15条第29項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
10　法附則第15条第31項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	10　法附則第15条第30項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
11　法附則第15条第31項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	11　法附則第15条第30項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
12　法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	12　法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
13　法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に	13　法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備に

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分・二重線の部分は改正部分及び平成31年4月1日施行の改正を反映した部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）　(5/13)

改　正　案	現　行
ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	ついて同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
14　法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	14　法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
15　法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	15　法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
16　法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	16　法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
17　法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	17　法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
18　法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。	18　法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。
19　法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	19　法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
20　法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	20　法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
21　法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	21　法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
22　法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	22　法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
23　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。	23　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。
24　法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	24　法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
25　法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	25　法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
26　法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1（生産性の向上に重点的に取り	26　法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1（生産性の向上に重点的に取り

さくら市税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分・二重線の部分は改正部分及び平成31年4月1日施行の改正を反映した部分）

〇さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）　(6/13)

改　正　案	現　行
組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第47項に規定する機械装置等にあっては、零）とする。	組むべき業種として同意導入促進基本計画（生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第38条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。）に定める業種に属する事業の用に供する法附則第15条第46項に規定する機械装置等にあっては、零）とする。
27　略	27　略
（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）	（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）
第10条の3　略	第10条の3　略
2～5　略	2～5　略
6　法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)　家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積 (3)　家屋の建築年月日及び登記年月日	
7　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	6　法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。
(1)～(6)　略	(1)～(6)　略
8　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添	7　法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添

改　正　案	現　行
付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3)　略 (4)　令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5)　略 (6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7)　略	付して市長に提出しなければならない。 (1)～(3)　略 (4)　令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別 (5)　略 (6)　居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7)　略
9　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　略 (5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6)　略	8　法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　略 (5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6)　略
10　略	9　略
11　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　略 (5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等 (6)　略	10　法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(4)　略 (5)　熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等 (6)　略
12　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日	11　法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日

改　正　案	現　行
から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6)　略 13　略 （平成28年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等） 第10条の4　法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日（第54条第5項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の2第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月1日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。 (1)　納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第12条　の4第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係 (2)　法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号 (3)　当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場	から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。 (1)～(6)　略 12　略

改　正　案	現　行
合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由 (4)　その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項 2　法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。 3　法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。 (1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称） (2)　特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途 (3)　特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途 (4)　各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合 (5)　法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法 4　法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土	

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>(軽自動車税の税率の特例)
第16条　平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略</td><td>(軽自動車税の税率の特例)
第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
略</td></tr>
<tr><td>
表削除</td><td>2　法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table><tr><td rowspan="5">第2号ア</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td></td><td>3　法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成</td></tr>
</table>

改正案

表削除

表削除

2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

現行

29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4　法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5　法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<table>
<tr><th>改正案</th><th>現行</th></tr>
<tr><td>3　法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr>
<tr><td></td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr>
</table></td>
<td>6　法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</td></tr>
<tr><td>4　法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td></td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td></td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr>
<tr><td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr>
</table></td>
<td>7　法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</td></tr>
<tr><td>（軽自動車税の賦課徴収の特例）
第16条の2　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するか</td>
<td>（軽自動車税の賦課徴収の特例）
第16条の2　市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するか</td></tr>
</table>

改　正　案	現　行
どうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	どうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
2～4　略	2～4　略
（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）	（東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）
第22条　略	第22条　略
2　略	2　略
3　法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。	3　法附則第56条第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
(1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）	(1)　代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名）
(2)～(5)　略	(2)～(5)　略
4　法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。	4　法附則第56条第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた仮換地等（以下この項において「仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分・二重線の部分は改正部分及び平成31年4月1日施行の改正を反映した部分）

○さくら市都市計画税条例（平成17年さくら市条例第64号）　　(1/1)

改　正　案	現　行
附　則	附　則
1～4　略	1～4　略
（法附則第15条第19項の条例で定める割合）	（法附則第15条第18項の条例で定める割合）
5　法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。	5　法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1）とする。
（法附則第15条第40項の条例で定める割合）	（法附則第15条第39項の条例で定める割合）
6　法附則第15条第40項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。	6　法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は5分の4とする。
（法附則第15条第44項の条例で定める割合）	（法附則第15条第43項の条例で定める割合）
7　法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。	7　法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
（法附則第15条第45項の条例で定める割合）	（法附則第15条第44項の条例で定める割合）
8　法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。	8　法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
9～16　略	9～16　略
17　法附則第15条第1項、第13項、第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。	17　法附則第15条第1項、第13項、第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。
18　略	18　略

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照条文　(傍線の部分は改正部分)

○さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）　(1/1)

改正案	現行
(国民健康保険税の減額) 第21条　略 (1)　略 (2)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　略 (3)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ　略	(国民健康保険税の減額) 第21条　略 (1)　略 (2)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～カ　略 (3)　法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） ア～カ　略
(国民健康保険税の減免) 第23条　略 (1)・(2)　略 (3)　次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。) ア・イ　略 (4)　略 2・3　略	(国民健康保険税の減免) 第23条　略 (1)・(2)　略 (3)　次のいずれにも該当する者 ア・イ　略 (4)　略 2・3　略

さくら市森林環境譲与税基金条例案要綱

第１　条例案の趣旨（第１条関係）

この条例は、森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、さくら市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置することに関し必要な事項を定めるものである。

第２　条例案の内容

１　積立て（第２条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定めることを定める。

２　管理（第３条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないことを定める。

３　運用益金の処理（第４条関係）

基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の予算に計上して、この基金に編入することを定める。

４　処分（第５条関係）

基金は、第１条の経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができることを定める。

５　委任（第６条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定めることを定める。

６　施行期日（附則関係）

この条例は、公布の日から施行することを定める。

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　　　(傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（第1条関係）　　　(1/7)

改　正　案	現　行
（市民税の申告） 第36条の2　略 2～6　略 7　第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。 8～10　略	（市民税の申告） 第36条の2　略 2～6　略 7～9　略
（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書） 第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2)　略 (3)　当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨 (4)　略	（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第36条の3の2　所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2)　略 (3)　略
（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書） 第36条の3の3　所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児	（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書） 第36条の3の3　所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

改　正　案	現　行
童扶養者である者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
(1)・(2)　略	(1)・(2)　略
(3)　当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨	
(4)　略	(3)　略
2　前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。	2　前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。
3　略	3　略
4　公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。	4　公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に経由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。
5　略	5　略
（市民税に係る不申告に関する過料）	（市民税に係る不申告に関する過料）

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分・二重線の部分は改正部分及び令和元年10月1日施行の改正を反映した部分・波線の部分は令和元年10月1日施行の改正を反映した部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（第1条関係）　(3/7)

改　正　案	現　行
第36条の4　市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。	第36条の4　市民税の納税義務者が第36条の2第1項、第2項若しくは第3項の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によって申告すべき事項について正当な理由がなくて申告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
2・3　略	2・3　略
附　則	附　則
（特別土地保有税の課税の特例）	（特別土地保有税の課税の特例）
第15条　略	第15条　略
（軽自動車税の環境性能割の非課税）	
第15条の2　法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。	
（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）	（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）
第15条の2の2　略	第15条の2　略
2　県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。	
3　県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4	

改　正　案	現　行
の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。	
4　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	
（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）	（軽自動車税の環境性能割の非課税の特例）
第15条の2の3　略	第15条の2の2　略
（軽自動車税の環境性能割の課税免除）	（軽自動車税の環境性能割の課税免除）
第15条の2の4　略	第15条の2の3　略
（軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例）	（軽自動車税の環境性能割の課税免除及び減免に係る申請の特例）
第15条の3の2　附則第15条の2の4の規定により軽自動車税の環境性能割の免除を受けようとする者は、県の自動車税の環境性能割の免除の例により、申請書を県知事に提出しなければならない。	第15条の3の2　附則第15条の2の3の規定により軽自動車税の環境性能割の免除を受けようとする者は、県の自動車税の環境性能割の免除の例により、申請書を県知事に提出しなければならない。
2　略	2　略
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）
第15条の6　略	第15条の6　略
略	略
2　略	2　略
3　自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び	

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分・二重線の部分は改正部分及び令和元年10月1日施行の改正を反映した部分・波線の部分は令和元年10月1日施行の改正を反映した部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（第1条関係）　(5/7)

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</td><td></td></tr>
<tr><td>（軽自動車税の種別割の税率の特例）
第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
<table><tr><td>略</td></tr></table></td><td>（軽自動車税の種別割の税率の特例）
第16条　法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table><tr><td>略</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>2　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table><tr><td>第2号ア（イ）</td><td>3,900円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア（ウ）a</td><td>6,900円</td><td>1,800円</td></tr><tr><td>10,800円</td><td>2,700円</td></tr><tr><td rowspan="2">第2号ア（ウ）b</td><td>3,800円</td><td>1,000円</td></tr><tr><td>5,000円</td><td>1,300円</td></tr></table>3　法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の</td><td></td></tr>
</table>

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（第1条関係）　(6/7)

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第2号ア（イ）</td><td>3,900円</td><td>2,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第2号ア（ウ）a</td><td>6,900円</td><td>3,500円</td></tr>
<tr><td>10,800円</td><td>5,400円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第2号ア（ウ）b</td><td>3,800円</td><td>1,900円</td></tr>
<tr><td>5,000円</td><td>2,500円</td></tr>
</table>
4　法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>第2号ア（イ）</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第2号ア（ウ）a</td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr>
<tr><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第2号ア（ウ）b</td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr>
<tr><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr>
</table>
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）
第16条の2　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</td>
<td>

第16条の2　削除</td></tr>
</table>

改　正　案	現　行
2　市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。 3　前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分・二重線の部分は改正部分及び令和元年10月1日施行の改正を反映した部分・波線の部分は令和元年10月1日施行の改正を反映した部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（第2条関係）　(1/2)

改　正　案	現　行
（個人の市民税の非課税の範囲） 第24条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)　略 (2)　障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は単身児童扶養者（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2　略	（個人の市民税の非課税の範囲） 第24条　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定によって課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1)　略 (2)　障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。） 2　略
附　則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略 2～4　略 5　法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	附　則 （軽自動車税の種別割の税率の特例） 第16条　法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略 2～4　略

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文（傍線の部分は改正部分・二重線の部分は改正部分及び令和元年10月1日施行の改正を反映した部分・波線の部分は令和元年10月1日施行の改正を反映した部分）

○さくら市税条例（平成17年さくら市条例第62号）（第2条関係）　(2/2)

改正案	現行
（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3　略	（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例） 第16条の2　市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。 2・3　略

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　　　　（傍線の部分は改正部分）

○さくら市税条例等の一部を改正する条例（平成29年さくら市条例第3号）（第3条関係）　　　(1/2)

改　正　案	現　行
第1条の2　さくら市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） 第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中 「2輪のもの（側車付のものを含む。）　年額 3輪のもの　年額　3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの 営業用　年額　6,900円 自家用　年額　10,800円 貨物用のもの 営業用　年額　3,800円 自家用　年額　5,000円 3,600円　」を 「(ア)　2輪のもの（側車付のものを含む。） (イ)　3輪のもの　年額　3,900円 (ウ)　4輪以上のもの a　乗用のもの 営業用　年額　6,900円 自家用　年額　10,800円 b　貨物用のもの 営業用　年額　3,800円 自家用　年額　5,000円 年額　3,600円　」に 改め、同号イ中 「農耕作業用のもの　年額　2,400円 その他のもの　年額　5,900円　」を 「(ア)　農耕作業用のもの　年額　2,400円 (イ)　その他のもの　年額　5,900円　」に 改める。 （中略） 附則第15条の次に次の5条を加える。 （中略）	第1条の2　さくら市税条例の一部を次のように改正する。 （中略） 第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中 「2輪のもの（側車付のものを含む。）　年額 3輪のもの　年額　3,900円 4輪以上のもの 乗用のもの 営業用　年額　6,900円 自家用　年額　10,800円 貨物用のもの 営業用　年額　3,800円 自家用　年額　5,000円 3,600円　」を 「(ア)　2輪のもの（側車付のものを含む。） (イ)　3輪のもの　年額　3,900円 (ウ)　4輪以上のもの a　乗用のもの 営業用　年額　6,900円 自家用　年額　10,800円 b　貨物用のもの 営業用　年額　3,800円 自家用　年額　5,000円 年額　3,600円　」に 改め、同号イ中 「農耕作業用のもの　年額　2,400円 その他のもの　年額　5,900円　」を 「(ア)　農耕作業用のもの　年額　2,400円 (イ)　その他のもの　年額　5,900円　」に 改める。 （中略） 附則第15条の次に次の5条を加える。 （中略）

○さくら市税条例等の一部を改正する条例（平成29年さくら市条例第3号）（第3条関係）　(2/2)

改　正　案	現　行
（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の6　営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略 2　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 略 （後略）	（軽自動車税の環境性能割の税率の特例） 第15条の6　営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 略 2　自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。 略 （後略）

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　(傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成30年さくら市条例第24号)(第4条関係)　(1/3)

改　正　案	現　行
(さくら市税条例の一部改正) 第1条　さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。 (中略) 第48条第1項中「による申告書」の下に「(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の8項を加える。 10　法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 11　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。 12　第10項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。 13　第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する	(さくら市税条例の一部改正) 第1条　さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。 (中略) 第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。 10　法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。 11　前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。 12　第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

改　正　案	現　行
納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。 14　前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。 15　第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。 16　第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。 17　第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。	

さくら市税条例等の一部を改正する条例案新旧対照条文　　　　(傍線の部分は改正部分)

○さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成30年さくら市条例第24号)（第4条関係）　　(3/3)

改　正　案	現　行
(後略)	(後略)
附　則	附　則
(施行期日)	(施行期日)
第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。	第1条　この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(1)～(4)　略	(1)～(4)　略
(5)　第1条中さくら市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第3項の規定　平成32年4月1日	(5)　第1条中さくら市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定　平成32年4月1日
(6)～(10)　略	(6)～(10)　略
(市民税に関する経過措置)	(市民税に関する経過措置)
第2条　略	第2条　略
2　略	2　略
3　第1条の規定による改正後のさくら市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。	3　第1条の規定による改正後のさくら市税条例（次条第1項において「新条例」という。）第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文　(傍線の部分は改正部分)

○さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年さくら市条例第106号）　(1/1)

改　正　案	現　行
(保証人及び利率) 第14条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。 2　災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子と、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。 3　第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。	(　　利率) 第14条 　災害援護資金は、据置期間中　　は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
(償還等) 第15条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。 2　略 3　償還免除　　、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。	(償還等) 第15条　災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還　　とする。 2　略 3　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例案新旧対照条文　　(傍線の部分は改正部分)

○さくら市介護保険条例（平成17年さくら市条例第122号）　　(1/1)

改　正　案	現　行
(保険料率) 第4条　略 2　所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度における保険料率は同号の規定にかかわらず28,500円とし、令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は同号の規定にかかわらず23,800円とする。 3　前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,800円」とあるのは、「39,600円」と読み替えるものとする。 4　第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,800円」とあるのは、「45,900円」と読み替えるものとする。	(保険料率) 第4条　略 2　所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,500円とする。

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年さくら市条例第147号）　(1/7)

<table>
<tr><th>改　　　正　　　案</th><th>現　　　　　行</th></tr>
<tr><td>(建築物の建蔽率の最高限度)
第6条　別表第4のアの欄に掲げる地区整備計画区域内における建築物の建蔽率は、それぞれ同表イの欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、同表アの欄に掲げる地区整備計画区域内の建築物でそれぞれ同表ウの欄に掲げるものについては、この限りでない。</td><td>(建築物の建ぺい率の最高限度)
第6条　別表第4のアの欄に掲げる地区整備計画区域内における建築物の建ぺい率は、それぞれ同表イの欄に掲げる数値以下でなければならない。ただし、同表アの欄に掲げる地区整備計画区域内の建築物でそれぞれ同表ウの欄に掲げるものについては、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>(垣又は柵の構造の制限)
第10条　別表第8のアの欄に掲げる地区整備計画区域内における垣又は柵は、それぞれ同表イの欄に掲げる構造としなければならない。ただし、同表アの欄に掲げる地区整備計画区域内の垣又は柵でそれぞれ同表ウの欄に掲げるものについては、この限りでない。</td><td>(かき又はさくの構造の制限)
第10条　別表第8のアの欄に掲げる地区整備計画区域内におけるかき又はさくは、それぞれ同表イの欄に掲げる構造としなければならない。ただし、同表アの欄に掲げる地区整備計画区域内のかき又はさくでそれぞれ同表ウの欄に掲げるものについては、この限りでない。</td></tr>
<tr><td>別表第1(第3条関係)<table><tr><th>地区整備計画区域</th><th>区域</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>桜ヶ丘地区地区整備計画区域</td><td>都市計画法第20条第1項の規定により告示された桜ヶ丘地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定められた区域</td></tr></table></td><td>別表第1(第3条関係)<table><tr><th>地区整備計画区域</th><th>区域</th></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>別表第2(第4条関係)<table><tr><th>ア　地区整備計画区域</th><th>イ　建築してはならない建築物</th></tr><tr><td>略</td><td>略
(1)　略
(2)　一戸建ての住宅で令第130条の3の各号の一に掲げる事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの(ただし、事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部</td></tr></table></td><td>別表第2(第4条関係)<table><tr><th>ア　地区整備計画区域</th><th>イ　建築してはならない建築物</th></tr><tr><td>略</td><td>略
(1)　略
(2)　一戸建ての住宅で令第130条の3の各号の一に掲げる事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するもの(ただし、事務所、店舗その他これらに類する用途に供する部</td></tr></table></td></tr>
</table>

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年さくら市条例第147号）　(2/7)

改　正　案		現　行	
	分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。以下「兼用住宅という。） (3)～(7)　略		分の床面積の合計が50㎡を超えるものを除く。＿＿＿＿ ＿＿＿＿） (3)～(7)　略
桜ヶ丘地区地区整備計画区域	A地区 次に掲げる建築物以外のもの (1)　一戸建ての住宅 (2)　兼用住宅 (3)　地域集会場 (4)　前3号に規定する建築物に附属するもの（令第130条の5の建築物を除く。）		
	B地区 次に掲げる建築物以外のもの (1)　一戸建ての住宅 (2)　兼用住宅 (3)　令130条の5の3各号に規定する店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以内のもの (4)　前3号に規定する建築物に附属するもの（令第130条の5の建築物を除く。）		
	C地区 次に掲げる建築物以外のもの (1)　店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（ただし、法別表第2(ほ)の項各号に規定する建築物を除く。） (2)　前号に規定する建築物に附属するもの		
	D地区 次に掲げる建築物以外のもの		

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

〇さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年さくら市条例第147号）　(3/7)

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td></td><td>(1)　公園を管理するために設置される事務所
(2)　公衆便所、休憩所その他これらに類するもの
(3)　前2号に規定する建築物に附属するもの</td></tr>
</table>
別表第3(第5条関係)
<table>
<tr><td>ア　地区整備計画区域</td><td>イ　建築物の容積率の最高限度</td><td>ウ　適用の除外</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td rowspan="4">桜ヶ丘地区地区整備計画区域</td><td>A地区
6/10</td><td>次の各号のいずれかに該当する建築物
(1)　法別表第2(い)の項第9号の建築物
(2)　地域集会場
(3)　前2号に規定する建築物に附属するもの</td></tr>
<tr><td>B地区
10/10</td><td>／</td></tr>
<tr><td>C地区
20/10</td><td>／</td></tr>
<tr><td>D地区
6/10</td><td>次の各号のいずれかに該当する建築物
(1)　法別表第2(い)の項第9号の建築物
(2)　地域集会場
(3)　前2号に規定する建築物</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第3(第5条関係)
<table>
<tr><td>ア　地区整備計画区域</td><td>イ　建築物の容積率の最高限度</td><td>ウ　適用の除外</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年さくら市条例第147号）　(4/7)

改　正　案	現　行
（前頁からの続き） | | | に附属するもの | 別表第4(第6条関係) | ア　地区整備計画区域 | イ　建築物の建蔽率　の最高限度 | ウ　適用の除外 | | 略 | 略 | 略 | | 桜ヶ丘地区地区整備計画区域 | A地区 4/10 | 次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)　法別表第2(い)の項第9号の建築物 (2)　地域集会場 (3)　前2号に規定する建築物に附属するもの | | | B地区 5/10 | ／ | | | C地区 6/10 | ／ | | | D地区 4/10 | 次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)　法別表第2(い)の項第9号の建築物 (2)　地域集会場 (3)　前2号に規定する建築物に附属するもの | 別表第5(第7条関係) | ア　地区整備 | イ　建築物の敷地 | ウ　適用の除外 |	別表第4(第6条関係) | ア　地区整備計画区域 | イ　建築物の建ぺい率の最高限度 | ウ　適用の除外 | | 略 | 略 | 略 | 別表第5(第7条関係) | ア　地区整備 | イ　建築物の敷地 | ウ　適用の除外 |

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年さくら市条例第147号）　(5/7)

改　正　案	現　行
<table><tr><td>計画区域</td><td>面積の最低限度</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>桜ヶ丘地区地区整備計画区域</td><td>250㎡</td><td>次の各号のいずれかに該当する建築物 (1)　法別表第2(い)の項第9号の建築物 (2)　地域集会場 (3)　前2号に規定する建築物に附属するもの</td></tr></table>	<table><tr><td>計画区域</td><td>面積の最低限度</td><td></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>
別表第6(第8条関係) <table><tr><td>ア　地区整備計画区域</td><td>イ　建築物の壁面の位置の制限</td><td>ウ　適用の除外</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>桜ヶ丘地区地区整備計画区域</td><td>1.5m</td><td>次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1)　外壁等の中心線の長さの合計が3.0m以下のもの (2)　車庫、物置その他これらに類するものであって軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積が5㎡以下であるもの (3)　車庫（柱と</td></tr></table>	別表第6(第8条関係) <table><tr><td>ア　地区整備計画区域</td><td>イ　建築物の壁面の位置の制限</td><td>ウ　適用の除外</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr></table>

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年さくら市条例第147号）　(6/7)

改　正　案	現　行
（前頁からの続き） 			屋根のみで構成され壁がないものに限る。）の用途に供するもので、軒の高さが 2.5m以下であるもの	 別表第7(第9条関係) 	ア　地区整備計画区域	イ　建築物の高さの最高限度	ウ　適用の除外
略	略	略
桜ヶ丘地区地区整備計画区域	A地区 次に掲げる高さ (1)　10m (2)　建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得たもの (3)　建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに5mを加えたもの	
	B地区			別表第7(第9条関係) | ア　地区整備計画区域	イ　建築物の高さの最高限度	ウ　適用の除外
略	略	略	

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

○さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年さくら市条例第147号）　(7/7)

<table>
<tr><th>改　正　案</th><th>現　行</th></tr>
<tr><td>
<table>
<tr><td rowspan="3"></td><td>次に掲げる高さ
(1)　12m
(2)　建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.25を乗じて得たもの</td><td></td></tr>
<tr><td>C地区
次に掲げる高さ
(1)　15m
(2)　建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に1.5を乗じて得たもの</td><td></td></tr>
<tr><td>D地区
10m</td><td>略</td></tr>
</table>
別表第8（第10条関係）
<table>
<tr><td>ア　地区整備計画区域</td><td>イ　垣又は柵の構造の制限</td><td>ウ　適用の除外</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
<tr><td>桜ヶ丘地区地区整備計画区域</td><td>生垣</td><td>次の各号のいずれかに該当するもの
(1)　門柱、門扉その他これらに類するもの
(2)　地域集会場の敷地に設けるもの</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第8（第10条関係）
<table>
<tr><td>ア　地区整備計画区域</td><td>イ　かき又はさくの構造の制限</td><td>ウ　適用の除外</td></tr>
<tr><td>略</td><td>略</td><td>略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>